

5. 健康保険制度について*

※令和4年10月より被用者保険制度(厚生年金・健康保険)が改正され、非常勤職員等についても共済組合加入となります。

任用形態別制度の早見表はP.4

【1】退職後の健康保険の加入について

—資格担当—

退職した日の翌日から、公立学校共済組合の組合員資格がなくなります。今まで使用していた組合員証、被扶養者証等は使うことができなくなりますので、何らかの健康保険制度に加入しなければなりません。

退職後に加入する健康保険制度は、退職後の進路等によって異なりますので、次のA～Eを参考に確認してください。

退職
(資格喪失)



A. 再任用フルタイム勤務(38時間45分/週)及び再任用短時間勤務(週20時間以上)
※公立学校共済組合加入

B. 健康保険制度の適用がある再就職

C. 臨時的任用職員(常勤の臨時講師等)
※公立学校共済組合加入

D. 非常勤職員(週20時間以上で2か月を超えて使用される見込み)
※公立学校共済組合加入

E. 再任用勤務(週20時間未満)若しくは健康保険制度の適用がない再就職、または再就職しない

A. 再任用フルタイム勤務(38時間45分/週)及び再任用短時間勤務(週20時間以上)

健康保険の加入先	公立学校共済組合大阪支部
扶養家族	扶養認定されている親族についても原則、扶養の認定は引き続きます。(就職するなど認定要件から外れる場合は、被扶養者認定取消申告を行ってください。)
組合員証等	現職時の組合員証等をそのまま継続してお使いいただけます。

B. 健康保険制度の適用がある再就職

健康保険の加入先	就職先の健康保険 (全国健康保険協会など) 健康保険制度の適用があるかどうかは、再就職の雇用先に必ずご確認ください。適用がある場合は共済組合の任意継続組合員制度より優先して加入することとなるため、任意継続組合員への加入はできません。
扶養家族	組合員と同時に扶養家族も資格喪失しますので、扶養の要件が引き続き場合は、就職先で手続きしてください。
組合員証等	現在の勤務校に預けていただくか、資格担当へ返送してください。 資格喪失証明書が必要な場合は勤務校に預けず「資格喪失証明書交付申請書」に添付し資格担当へ提出してください。

C. 臨時的任用職員(常勤の臨時講師等)

地方公務員法の改正により、令和2年4月1日から、**フルタイムで勤務する常勤講師等**の臨時的任用職員については、**任用の日から公立学校共済組合の資格を取得**することとなりました。

また、同一の任命権者による任用が9日以内に再度行われる場合において、事実上の任用期間が中断することなく存続していると勤務の実態に照らして判断される場合は、組合員資格は喪失しないものとして

取り扱われることとなります。

ア. 同一の任命権者（注）による任用が9日以内（空白期間が8日以内）に行われる場合

（前任用の終期後、任用の始期までの間も、組合員期間は継続します。）

健康保険の加入先	公立学校共済組合大阪支部
扶養家族	扶養認定されている親族についても原則、扶養の認定は引き続きます。（就職するなど認定要件から外れる場合は、被扶養者認定取消申告を行ってください。）
組合員証等	現職時の組合員証等をそのまま継続してお使いいただけます。

イ. 同一の任命権者（注）による任用が9日以内（空白期間が8日以内）に行われない場合

（前任用の終期後、任用の始期までの間、組合員期間は継続しません。）*

健康保険の加入先	公立学校共済組合大阪支部 *任用日からの加入となるため再度、資格取得手続きが必要です。
扶養家族	組合員の資格取得手続きと同様に、被扶養者の認定申告が必要となります。
組合員証等	これまでの組合員証は、現在の勤務校または資格担当へ返送してください。資格取得手続きにより、新たな組合員証等を交付します。（被扶養者の認定申告を行う場合、被扶養者証の交付は組合員証の交付時期と異なります）

ウ. 異なる任命権者（注）に任用される場合

（前任用の終期後、任用の始期まで1日でも空白期間がある場合は、組合員期間は継続しません。）*

健康保険の加入先	公立学校共済組合大阪支部 *任用日からの加入となるため再度、資格取得手続きが必要です。
扶養家族	組合員の資格取得手続きと同様に、被扶養者の認定申告が必要となります。
組合員証等	これまでの組合員証は、現在の勤務校または資格担当へ返送してください。資格取得手続きにより、新たな組合員証等を交付します。（被扶養者の認定申告を行う場合、被扶養者証の交付は組合員証の交付時期と異なります）

*組合員期間が継続していない任用の場合については、その間に組合員証等を医療機関等に提示し、診療を受けないようお願いします。誤って使用された場合、後日、医療費等は返還していただくこととなりますのでご注意ください。

（注）任命権者とは

大阪支部においては以下のとおり、任命権者を区分しています。

区分	府費負担教職員 （豊能地区を含む）	大阪市費負担教職員	堺市費負担教職員	政令市を除く市費負担及び 公立大学法人等の教職員
	府費	大阪市費	堺市費	市費※

※市が異なる場合は、異なる任命権者として扱います。

D. 非常勤職員（週20時間以上で2か月を超えて使用される見込み）

ア. 1日もあかずに任用される場合

健康保険の加入先	公立学校共済組合大阪支部
扶養家族	扶養認定されている親族についても原則、扶養の認定は引き続きます。（就職するなど認定要件から外れる場合は、被扶養者認定取消申告を行ってください。）
組合員証等	現職時の組合員証等をそのまま継続してお使いいただけます。

イ. 空白期間がある場合

健康保険の加入先	公立学校共済組合大阪支部 *任用日からの加入となるため再度、資格取得手続きが必要です。
扶養家族	組合員の資格取得手続きと同様に、被扶養者の認定申告が必要となります。
組合員証等	これまでの組合員証は、現在の勤務校または資格担当へ返送してください。資格取得手続きにより、新たな組合員証等を交付します。（被扶養者の認定申告を行う場合、被扶養者証の交付は組合員証の交付時期と異なります）

※**C. 臨時的任用職員（常勤の臨時講師等）**とは取り扱いが異なり、同一任命権者であっても、空白期間があれば組合員期間は継続しない場合があります。

E . 再任用勤務(週 20 時間未満)若しくは健康保険制度の適用がない再就職、または再就職しない

次の①～③から選択 (①②は保険料等の納付が必要)

① 共済組合の任意継続組合員

健康保険の加入先	公立学校共済組合大阪支部
扶養家族	扶養認定されている扶養親族の要件が引き続き場合には、継続して任意継続組合員の被扶養者となります。(就職するなど認定要件から外れる場合は、組合員の任意継続加入手続きが完了してから被扶養者認定取消申告を行っていただくか、任意継続組合員申出書に取消しする旨を明記してください。)
組合員証等	退職時の組合員証等は使用できません。 事前申出をする方は、4月1日以降に資格担当へ返送してください。 退職後申出をする方は、任意継続組合員申出書に添付してください。 ⇒任意継続組合員の申出手続きについてはP.56をご覧ください。 任意継続組合員証は改めて発行します。

② 国民健康保険

健康保険の加入先	お住まいの市区町村の国民健康保険
扶養家族	組合員と同時に被扶養者の資格を喪失しますので、被扶養者認定取消申告は必要ありません。 扶養の要件が引き続き場合は国民健康保険の窓口で確認してください。
組合員証等	「資格喪失証明書交付申請書」(P55)に添付し資格担当へ提出してください。
手続きについて	お住まいの市区町村の国民健康保険主管課窓口にて、退職日より14日以内に手続きが必要です。 国民健康保険の加入手続きには「資格喪失証明書」が必要となります。 「資格喪失証明書交付申請書」(P55)を作成し、退職日以降に、組合員証等を添えて資格担当へ提出してください(郵送可)。 申請書の到着後にご自宅へ「資格喪失証明書」を送付します。

③ 家族が加入している健康保険の被扶養者になる

健康保険の加入先	家族が加入している健康保険 ⇒被扶養者の認定基準は、健康保険制度によって違いがあります。予定する加入先へ確認してください。
扶養家族	組合員と同時に被扶養者の資格を喪失しますので、被扶養者認定取消申告は必要ありません。扶養の要件を満たすかどうかは、予定する加入先へ確認してください。
組合員証等	現在の勤務校または資格担当へ返送してください。 資格喪失証明書が必要な場合は勤務校に預けず「資格喪失証明書交付申請書」(P55)に添付し資格担当へ提出してください。

※組合員証等とは、「組合員証」「組合員被扶養者証」「公立学校共済組合高齢受給者証」「公立学校共済組合特定疾病療養受療証」「公立学校共済組合理限度額適用・標準負担額減額認定証」「公立学校共済組合理限度額適用認定証」のことをいいます。

※「資格喪失証明書交付申請書」の様式はP.55に掲載していますので、複写してご使用ください。

医療費の窓口自己負担額について

本人・家族(入院・外来)の自己負担額は3割です。

ただし、70歳～74歳は一般2割、現職並所得者3割。就学前児童は2割が自己負担額となります。

資格喪失証明書 交付申請書

(この申請を行う時は、必ず組合員証 及び 被扶養者証を同時に提出してください。)

* 被扶養者証は交付者のみ

組合員証番号 公立阪

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

異動 または 退職 年月日

所属所名 _____

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

下記理由により、資格喪失証明書の交付申請を行います。
(該当する番号に、○を付してください)

1. 国民健康保険、国民年金の加入手続のため
(共済組合を脱退した証明になるので、任意継続を希望している対象者分は発行できません。)
2. 家族が加入している健康保険制度(共済組合)への扶養認定手続のため
3. 異動先の健康保険制度(共済組合)から提出を求められたため (組合員単独の場合)
4. 異動先の健康保険制度(共済組合)への、扶養していた家族の扶養認定手続のため
5. 被扶養者の取消手続をしたのちに、資格喪失証明書が必要となったため

資格喪失証明書が必要な方の氏名 _____

6. その他 _____

公立学校共済組合大阪支部長 様

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

〒 _____

住所(自宅)

組合員
または
組合員であった方

電話

氏名 _____

㊞

【提出 及び お問い合わせ先】

〒 540-8571 (大阪府庁の個別番号のため住所不要)

大阪府庁 内

公立学校共済組合大阪支部 資格担当

電話 06-6941-0351 (大阪府庁代表)内線 3487

06-6941-3164 (直通)

* 資格喪失証明書は、組合員の方へは所属所へ郵・通送を、退職された方へは、この申請書に記載された組合員住所に郵送します。

【2】任意継続組合員の申出手続きについて

—資格担当—

公立学校共済組合の「任意継続組合員制度」は、退職後に引き続き最長で2年間、在職中と同じように医療給付などの短期給付（休業手当金等一部を除く。）や、福祉事業の一部を利用することができる制度です（ただし、退職後の進路に健康保険制度の適用がない場合に限る）。

任意継続組合員になることを希望するときは、下記の申出期間中に「任意継続組合員申出書」を所属所長を経て、資格担当へ提出してください。

1. 加入資格

以下の要件を満たしていることが必要です。

- ・退職日の**前日**まで引き続き1年以上組合員期間があること。（1年と1日以上）
- ・掛金を期日までに払い込むこと。

【定年退職後に再任用勤務をされる場合】

フルタイム勤務及び短時間勤務（週20時間以上）の方は任意継続組合員の**申出は不要**です。

※現在「再任用フルタイム勤務職員」の方で退職される方、時間数を20時間未満に変更される方や、健康保険の適用がある就職をするかが未定の方は、申出することは可能です。

2. 申出用紙の入手方法

令和5年1月末頃に所属所へ手続きの通知文書を送付します。その際に申出書様式を同封しますので、複写してご利用ください。また、大阪支部ホームページ「お知らせ」にも申出期間中のみ掲載します。

公立学校共済組合大阪支部 お知らせ

検索

3. 申出期間

令和5年3月31日退職者については、下表のいずれかの申出期間中に資格担当まで必要書類を郵送送してください。**期日を過ぎると加入できません。ご注意ください。**

令和5年1月末頃に所属所へ送付する通知文書もご確認ください。

事前申出	退職後申出
事前申出期間 令和5年2月3日（金）～ 令和5年2月15日（水）の消印まで	退職後の申出期間 令和5年3月31日（金）～ 令和5年4月19日（水）の消印まで
提出書類 ○事前申出期間中に提出する書類 ・「任意継続組合員申出書」 ○令和5年4月1日以降に提出する書類 ・組合員証 ・組合員被扶養者証 ・高齢受給者証 ・特定疾病療養受療証 ・限度額適用認定証 } 交付者のみ	提出書類 ・「任意継続組合員申出書」 ・組合員証 ・組合員被扶養者証 ・高齢受給者証 ・特定疾病療養受療証 ・限度額適用認定証 } 交付者のみ

・任意継続組合員証等については、**掛金の入金を確認後、ご自宅あてに送付します。**

- ・退職後、任意継続組合員証がご自宅に届くまでの間はお手元に組合員証が無い期間が生じますが、任意継続組合員の資格取得日は退職日の翌日となりますので、健康保険制度への加入期間に空白は生じません。医療機関を受診し10割負担となった場合は、医療担当へ請求手続きを行うことにより還付されます。（詳細は任意継続組合員証と共に送付する「任意継続組合員のしおり」をご覧ください。）

4. 任意継続組合員の被扶養者について

在職中から認定されている被扶養者は、扶養の要件が引き続き場合には継続して任意継続組合員の被扶養者となります。

組合員が任意継続組合員になると同時に、被扶養者が就職するなど認定要件がなくなる場合は、「任意継続組合員申出書」に取消する旨を朱書きで明記してください。組合員の任意継続加入手続きが完了してから取消申告を行っていただく場合は、別途取消申出書や添付書類と併せて被扶養者証の返納手続きを行っていただく必要があります。

◎任意継続組合員制度は、年金制度への加入はありません。60歳未満の組合員及び20歳以上60歳未満の被扶養配偶者は、国民年金制度への加入が必要です。(P. 67 参照)

5. 任意継続組合員の資格喪失について

- ・前頁に記載した事前申出期間内に申出を行った後に、再任用等※の再就職が確定した場合や自己都合にて任意継続組合員に加入する必要がなくなった場合は、必ず、「資格喪失申出書(加入取消申出書)」を提出し、とりやめる手続きを行ってください。(任意継続組合員への申出は、再就職等の結果が判明し加入の必要性が判断できる「退職後申出」期間に行うことも可能です。)
- ・任意継続組合員期間中においては、申し出により月単位で任意継続組合員でなくなることができます。
- ・4月1日以降、任意継続組合員となってから再就職等(臨時的任用職員含む)により健康保険制度の適用が生じた場合は、再就職期間の長短に関わらず、任意継続組合員の資格は喪失します。その際の資格喪失の手続きについては、任意継続組合員証と共に送付する「任意継続組合員のしおり」をご覧ください。
- ・任意継続組合員の資格をいったん喪失すると、再び加入資格を満たすまで任意継続組合員の申出はできません。
※令和4年10月より被用者保険制度の改正により非常勤職員等の短期間労働者(週20時間以上の勤務等の条件有)についても、社会保険(厚生年金、健康保険)が適用となります。任意継続組合員期間中に制度適用となった場合についても、再就職等と同様に資格喪失申出の手続きが必要です。

【3】任意継続掛金について

— 経理担当 —

(注) 下記の計算は令和4年10月時点の計算方法で算定しています。

1. 掛金額 (P.61 に任意継続組合員掛金早見表があります。)

掛金月額について (※次の率は令和4年10月時点の掛金率です。令和5年度掛金率は2月頃決定予定。)

40歳以上65歳未満の方	任意継続掛金標準額	×短期掛金率 (93.2/1000) 円未満の端数切捨て
		×介護掛金率 (17.64/1000) 円未満の端数切捨て
40歳未満または65歳以上の方	任意継続掛金標準額	×短期掛金率 (93.2/1000) 円未満の端数切捨て

※任意継続掛金標準額は、①退職時の標準報酬月額または②平均標準報酬月額を比較し、どちらか低い方の額になります。

① 退職時の標準報酬月額

退職した月の掛金の標準となった標準報酬月額

② 平均標準報酬月額

毎年9月30日における全組合員の標準報酬月額の平均額

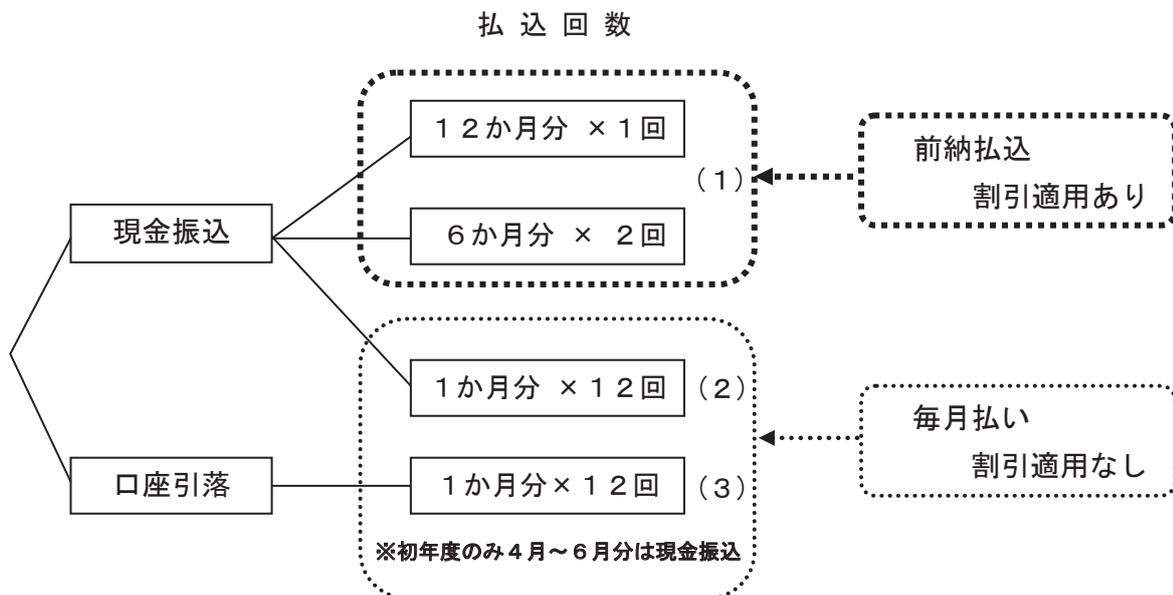
(参考) 令和4年度平均標準報酬月額 : 410,000円

2. 払込み方法

掛金の払込み方法は、「前納払い」か「毎月払い」のいずれかを選択することができます。

前納払いでは、掛金の割引適用があります。

※任意継続組合員期間は最長2年間ですが、掛金の支払は最長で1年度ごと(12か月)の振込みとなります。



【前納払い】割引適用あり…（1）

- ・割引適用後の掛金額について

掛金をまとめて前納（6か月、12か月）する場合には割引制度があります。

例えば、事前申出及び標準報酬月額が410,000円の場合、年一括払いは（短期448,934円 介護84,965円 計533,899円）半年払いは（短期453,336円 介護85,798円 計539,134円）になり、年一括払いは11,429円、半年払いは6,194円割引かれます。

※納期限を過ぎますと割引適用解除となり、掛金額が変わるため、振込依頼書の再発行が必要となります。振込依頼書を送付しますので、経理担当までご連絡をお願いします。

- ・掛金振込依頼票による銀行振込

① 事前申出の場合

振込方法	前納振込期間	月数	振込期日	振込依頼書枚数
年一括払い	4月分～翌年3月分	12か月	3月31日	1枚
半年払い	4月分～9月分	6か月	3月31日	2枚
	10月分～翌年3月分	6か月	9月30日	

② 退職後申出の場合

振込方法	前納振込期間	月数	振込期日	振込依頼書枚数
年一括払い	4月分（割引なし）	1か月	4月19日	2枚
	5月分～翌年3月分	11か月	4月30日	
半年払い	4月分（割引なし）	1か月	4月19日	3枚
	5月分～9月分	5か月	4月30日	
	10月分～翌年3月分	6か月	9月30日	

振込期日までに振込むことにより、割引の適用を受けることができます。

【毎月払い】割引適用なし…（2）（3）

掛金振込依頼書による銀行振込または（7月分から）口座引落し。

（2）振込依頼書による払込み

該当月	振込期日	振込依頼書枚数
4月分	4月19日	12枚
5月分～	該当月の前月末日（※振込依頼書に記載しています。）	

（3）口座引落し（年度末退職者のみ）

りそな銀行の口座から毎月引き落としを行います。

なお、口座振替の設定手続きに期間を要するため、**引き落とし開始は7月分からとなり、6月分までは掛金振込依頼書で振込みいただくこととなります。**

・ **提出書類：「預金口座振替依頼書」（共済組合へご提出下さい。）**

※「預金口座振替依頼書」の提出が締切日までになかった場合や、書類に印相違等の不備があった場合、7月分以降も振込依頼書での支払方法に変更させていただきます。

- ・ 4月から6月分については、期日までに掛金振込依頼書にて銀行振込をお願いします。

該当月	振込期日	振込依頼書枚数	口座引落	口座振替日
4月分	4月19日	全3枚	7月分以降	該当月の前月25日に引き落とし ※引き落とし日が土日祝の場合は繰り下げ (例：令和4年7月分は6月27日)
5月分	4月30日			
6月分	5月31日			

【振込にあたっての注意事項】(1)(2)(3)共通

- ・ ATM等（ネットバンキング含む）を利用してお振込みいただく場合、振込依頼書に記載されている「整理番号（10桁）」と「氏名」の入力をお願いします。
- ・ 銀行窓口での10万円を超える現金による振込みは、本人確認資料（運転免許証、マイナンバーカード（顔写真付き）など）を提示する必要があります。（詳しくは銀行にご確認をお願いします。）
- ・ 初回振込期限は退職の日から起算して20日以内で、以降、前月末日となります。
- ・ 期日内に振込みがない場合、任意継続組合員の資格を喪失しますのでご注意ください。
- ・ 月の途中で任意継続組合員資格を取得した場合は、その月分からの掛金が生じます。
- ・ 任意継続組合員証は、掛金の入金を確認後、3月末以降に順次ご自宅あてに送付します。

3. 喪失手続きと還付請求

掛金の入金後、就職や自己都合等により任意継続組合員の資格を取り消した場合で、前納により、未経過部分があるときは掛金を還付いたします。

**提出書類：「資格喪失申出書」（再就職先の保険証の写し・任意継続組合員証等を添付）
「任意継続掛金還付請求書」**

- ・ 請求のあった月の翌月末以降に、組合員の指定する銀行口座あてに精算金額を還付します。
- ・ **任意継続組合員資格を取得した月に資格喪失した場合には、該当月分の掛金は必要となります。**
(例) 3月31日退職の方で、4月2日付けで再就職等となり任意継続組合員の資格喪失日が4月2日となる場合は、任意継続組合員資格を取得した月に資格喪失した場合に該当しますので、4月分は還付対象外となります。（4月1日喪失の場合、任意継続組合員加入期間なしのため全額還付。）

4. 社会保険料控除について

任意継続掛金は所得税の社会保険料控除の対象となります。

1月下旬に「掛金収納証明書」をご自宅あて送付しますので、金額等をご確認の上、税務署で確定申告をして控除を受けてください。

(確定申告についての詳細は最寄りの税務署へお問い合わせください。)

【4】任意継続組合員に対する福祉事業について

—健康・福祉担当—

令和5年度の任意継続組合員に対する主な福祉事業は下表の予定です。

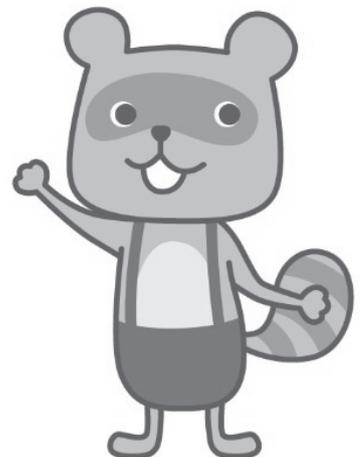
年度途中で、任意継続組合員の資格を喪失した場合は、その時点から利用できませんのでご注意ください。

事業の詳細については、任意継続組合員証交付時に配付の「令和5年度 任意継続組合員用 厚生事業のしおり」でご確認ください。

事業	利用
○半日ドック（共済健診）【抽選】 （申込期間は4月中を予定しています）	半日ドック（本人）のみ利用できます。 ただし、自己負担額やご利用条件等につきましては、「令和5年度 任意継続組合員用 厚生事業のしおり」または支部ホームページ（今冬に情報掲載予定）にてご確認ください。
○特定健康診査・特定保健指導 （年度末年齢40歳以上の方のみ）	対象者へ共済組合から案内します。
○大阪メンタルヘルス総合センターでのメンタルヘルス相談 ○近畿中央病院でのメンタルヘルス相談 ○無料法律相談（※令和6年度以降見直しを検討中） ○トレーニング施設利用助成	現職の組合員と同じ条件で利用できます。
○厚生施設宿泊利用補助 ○会食利用補助 ○長期組合員退職記念事業 ○結婚式場利用補助 ○法要利用補助 ○ベビー用品等配付事業	利用できません。 ただし、厚生施設のうち共済組合が経営する施設については「宿泊施設特別利用者証」（P.69参照）提示により組合員料金で利用できます。

貸付事業については、任意継続組合員証交付時に配付の「任意継続組合員のしおり 2023」をご覧ください。

MEMO



タンキちゃん